

# 令和8年度 保育所（園）入所案内

## 1. 保育所（園）とは

保育所（園）とは、児童の保護者のいずれもが、次の「**保育を必要とする事由**」により児童の保育が必要である場合に、保護者に代わって日々保育する児童福祉施設です。

したがって、**小学校入学準備のためや集団生活に慣れさせるため、下の子に手がかかる等の理由では入所の対象とはなりません。**

◇この案内での保育所（園）とは、「認可保育所」、「認定こども園（保育部分）」、「地域型保育事業（小規模保育事業）」をいいます。それぞれの主な特徴は次のとおりです。

**認可保育所** 施設の広さや保育士の数などの一定基準を満たして認可された保育施設です。

**認定こども園** 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設です。

**地域型保育事業（小規模保育事業）** 0～2歳児の子どもを少人数で預かる事業（施設）です。

## 2. 保育所（園）の利用申し込みができる方とは

### ◇紀の川市に在住し、住民登録をしている保護者（申請者）・児童であること

（申込時点で紀の川市に転入していない世帯についても、4月1日までに転入する住所があることを条件に申込可能。賃貸物件に転入予定の方は、住居の賃貸借契約書等が必要となります。）

### ◇児童の保護者が下記の「保育を必要とする事由」に該当する理由があること

### ◇児童が受入年齢に達していること（「紀の川市保育所（園）一覧表」参照）

#### 「保育を必要とする事由」

- ☐ 常態的に就労している場合（パートタイム、内職、夜間の労働なども含まれます。）
- ☐ 妊娠中であるか又は出産後間もないこと
- ☐ 保護者の疾病又は障害があること
- ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護又は看護（1日4時間以上、常態的に看護を必要とする場合）
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合
- ☐ 就学（職業訓練学校などにおける職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用する子どもがいて、継続利用が必要であること
- ☐ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が児童を保育することが出来る場合、利用の優先度が調整される場合があります。

なお、上記のような理由により申し込みしていただきましても、次の場合は入所できませんのでご承知ください。

- ・入所希望者が定員を超えた場合
- ・家庭で保育のできない理由が認められない場合
- ・虚偽の申し込みがあった場合
- ・感染性疾患を有する場合
- ・身体虚弱のため、保育に堪えない場合
- ・集団保育が困難と判断される場合

### 3. 入所申し込み～決定までの流れ

オンライン申請にてお申込み下さい。

次の方はオンライン申請いただくことができません。

- ・申込時点で未出生の児童の申請をする方（保育所等の申請 不可）
- ・希望する施設に紀の川市以外の園を含む方

（希望する園の市町村に締切をご確認いただき、その締切の1週間前には紀の川市役所保育課に用紙にて申請してください。）

※各フローの時期は4月1日～利用の新規申し込みをする際の目安です。

#### ① 一斉申込受付

入所申し込みの受付は、**オンライン申請**にて行います。

受付期間 1次 令和7年10月20日（0：00）から 令和7年11月20日（23：59）まで  
2次 令和7年11月21日（0：00）から 令和8年 1月31日（23：59）まで  
3次 令和8年 2月 1日（0：00）から 令和8年 3月10日（23：59）まで



★必要書類が不備の場合、受け付けできませんのでご注意ください。

★転園を希望される方も新規申し込みと同じ手続きとなります。

#### ② 保育の必要性の認定審査・利用調整

**申請書類に不明な点がある場合は、電話確認等を行う場合がございますので、あらかじめご了承ください。**

審査を行い、市の利用調整基準に基づいて保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から第1希望の保育所（園）の利用が内定します。



#### ③ 利用調整結果通知（内定）

利用調整の結果、内定者には「施設利用内定通知書」を郵送いたします。

また、内定とならなかった方には「保留通知」を郵送いたします。

※求職活動中の方は、2次選考となります。



#### ④ 面談

内定した施設で面談を行いますので、問診票をご記入・ご持参のうえ、入園児童と来園ください。



★また、入所説明会・健康診断も同日または別日に行われます。

#### ⑤ 利用契約決定・利用者負担額決定

令和7年度の市町村民税額を基に保育料を算定し、「利用契約決定通知書」にて併せて通知いたします。



#### ⑥ 利用開始（4月）

#### 4. 年度途中入所（入所日は各月初日）

（１）申込方法 … オンライン申請

（２）申込書提出期間 … 入所希望月の2か月前の1日（0:00）～ 入所希望月の前月の10日（23:59）  
◇申し込みを希望される方は事前に空き状況の確認や、保育所（園）の見学などをしていただいたうえで申し込みをされることをおすすめします。 ※見学については各保育所（園）へ直接お問い合わせください。

（３）11月以降の途中入園児は、次年度は継続児にはなりませんので、次年度も保育所等をご希望の場合は、必ず新規の申し込みを行って下さい。

## 5. 申込時に注意すること

- 保育所等の利用申込は、年度ごとに必要です。

令和7年度の保育所等利用申込を行い待機している児童も、改めて申込をする必要があります。

- 申込内容について市の職員にご相談いただいた場合、お答えをすることはあくまでも助言です。市の職員が希望期間や希望施設等を指示したり、何かをお約束したりすることはありません。申込内容は、ご自身の責任でご検討をお願いいたします。

- 第三者へ、申込を相談・依頼することによって、保育所等の利用調整が有利になることは一切ありません。

- 父母（どちらか一方であっても）が求職活動の理由で申請していただいた場合は、一次選考の期間に申し込んでいただいても、2次選考となりますのでご了承ください。

- 産後休暇明け及び育児休業明けの場合は、入所した月の翌月16日までに就労証明書の内容のとおり復職できるよう、職場と調整をした上で申込をしてください。兄弟姉妹で同時に申込する場合、兄弟姉妹のいずれか1人が入所決定となる場合でも、復職が必要です。また、復職後2週間以内に「復職証明書」をご提出ください。「復職証明」にて申込時の就労内容と異なる就労状況の場合、保育の実施を解除する（退所していただく）ことがあります。

- 申込内容や添付書類（就労証明書等）の内容に虚偽がある場合は、「教育・保育給付認定」を取消しの上、保育の実施を解除する（利用決定の取消しまたは退所していただく）ことがあります。

- 必要書類がすべて揃っていない場合は、受付できないため、すべて揃えた上で、必ず期限までにお申込ください。申込期日以後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。

期日を過ぎた申込の場合、いかなる理由であっても考慮はできません。

- 保護者の保育が必要な理由について、提出時から変更になる場合は、申込期日までにオンラインにて保育課に提出していただくと、変更後の理由にて選考が可能となります。

申込期日以降の提出になると、次回の選考となりますのでご注意ください。

求職活動で提出した後に、就労証明書の提出が可能となった場合も、申込期日までに提出することで就労での選考が可能となります。

育休復帰される保護者の方についても、入所後も同一の勤務を条件に利用調整していますので、内定後や入所後に、選考時の勤務時間や勤務日数で復職されなかった場合は、内定取り消しまたは退園となる場合があります。（復職後に提出していただく、復職証明書で確認します。）

- メンテナンスのためにシステムが停止する場合や、インターネット環境によってはデータをすぐに送信できない場合があります。期日には余裕をもってお申込みください。

- オンライン申請の受付ができていないかの問い合わせについては回答いたしかねます。

送信が完了している場合は送信完了メールが届きますのでそちらをご確認ください。

（事前に迷惑メールフィルターの設定を確認しておいてください）

- 保育の必要性が認定された場合であっても、利用希望の保育所等に定員を上回る申込があった場合には、利用調整の結果により利用できない場合がありますので、ご了承ください。

## 6. 児童の保育が必要であることを証明する書類について

◇父母それぞれの「保育を必要とする事由」を証明する書類を提出してください。

◇同居をしている65歳未満の祖父母についても書類が必要です。

| 保育を必要とする事由                                                                                  | 提出が必要な書類                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就 労<br>(週3日以上、月64時間以上)                                                                      | 就労証明書 ※勤務先の証明が必要です。                                                                                                                    |
| 就 労(内職)<br>(週3日以上、月64時間以上)                                                                  | 就労証明書 ※雇用先の証明が必要です。<br>内職での収入が月に15,000円程度必要です。                                                                                         |
| 自営業・農業(経営者)<br>(週3日以上、月64時間以上)                                                              | ①自営申立書(経営者用)<br>②自営業を証明する書類                                                                                                            |
| 自営業・農業(専従者・協力者)<br>(週3日以上、月64時間以上)<br>※経営者が3親等以内の場合、自営扱いとなります。(株式会社・有限会社を除く)<br>⚠ 下記に注意事項あり | ①自営申立書(専従者・協力者用)<br>※経営者(事業主)の証明が必要です。<br>②自営業を証明する書類<br>③自営業での収入が確認できる書類<br>(確定申告書で「専従者控除」として名前が記入されているもの・市申告書・給与明細書・その他入金したことがわかるもの) |
| 妊娠・出産<br>(出産(予定)月と前後2ヶ月)                                                                    | 母子健康手帳の写し※氏名と出産予定日が記載されているページ<br>(注) 出産後、育児休業を取得する場合は継続入所できません。                                                                        |
| 保護者の疾病<br>(概ね1ヶ月以上の入院、長期加療を要する場合)                                                           | ①疾病・障害・介護・看護申立書<br>②医師の診断書(任意様式)                                                                                                       |
| 保護者の障害                                                                                      | ①疾病・障害・介護・看護申立書<br>②障害者手帳の写し                                                                                                           |
| 介護・看護<br>(1日4時間以上、常態的に介護・看護している場合)                                                          | ①疾病・障害・介護・看護申立書<br>②被介護(看護)者の介護・看護の必要性がわかる書類<br>※医師の診断書、障害者手帳、介護保険証の写し 等<br>※療育園等への親子通園の場合、月64時間以上保護者の同行が必要な場合は認定可                     |
| 就 学<br>(職業訓練も含む)                                                                            | ① 学生証の写し ※入学予定の場合は「合格通知書」の写しを提出<br>② カリキュラム表の写し<br>※週4日かつ1日4時間以上就学していること。                                                              |
| 災害復旧                                                                                        | 罹災証明書                                                                                                                                  |
| 求職活動<br>(認定期間は3ヶ月)                                                                          | 求職活動申立書                                                                                                                                |
| 育児休業中<br>(※継続入所の場合のみ)                                                                       | 育児休業証明書 ※育児・介護休業法に基づく場合のみ。<br>※ただし、3歳児以上の市外からの転入者で、前の住所地で保育所等を利用していた場合に限り、育児休業中でも申込可能です。                                               |

### ⚠ 注意事項

※就労とは、継続的に収入を伴う労働です。次の就労については、保育の適正実施の観点から、月64時間以上の就労証明書(自営申立書)が提出されても、保育が必要な就労として認めることができません。

①無給(現物支給)または勤務時間に対して著しく収入の低い仕事

②自家消費のための農業(作付面積、作物名等を記入してください)

※入所後も同一の勤務を条件に利用調整していますので、内定後や入所後に選考時の勤務時間や勤務日数で復職されなかった場合は、内定取り消しまたは退園となる場合があります。

# 7. 保育料算定に必要な書類

## 申し込み時点で紀の川市に転入していない世帯

◇申請書にマイナンバーを登録していただくことで、市町村民税課税証明書の提出は不要となりますが、申し込み時点で紀の川市に転入していない方については、市町村民税課税証明書を提出してください。

◇提出書類は、住民登録された時期（転入時期）や入所希望月により異なります。

※父母それぞれの書類が必要です。

※非課税の場合は非課税証明書を提出してください。

※賃貸物件にお住まい予定の方は、住居の賃貸借契約書等（住所・契約者及び契約印、入居予定日等の確認ができるもの。★重要事項説明書は不可）が必要となります。

▼令和8年1月2日～令和9年1月1日に、紀の川市に住民登録された方

| 入所希望月   | 必要書類                       |
|---------|----------------------------|
| 4月～8月入所 | 令和7年度市町村民税 課税証明書（令和6年中の所得） |
| 9月～3月入所 | 不要                         |

▼令和9年1月2日以降に、紀の川市に住民登録された方

| 入所希望月   | 必要書類                       |
|---------|----------------------------|
| 4月～8月入所 | 令和8年度市町村民税 課税証明書（令和7年中の所得） |
| 9月～3月入所 | 令和9年度市町村民税 課税証明書（令和8年中の所得） |

## 兄弟が幼稚園等に入園・ひとり親・在宅障害児（者）のいる世帯

◇保育料が軽減されることがありますので、**必要書類を添付してください。**

□兄弟が幼稚園等に入園している世帯…入所施設の通園証明書

□ひとり親世帯…児童扶養手当受給者証の写し又はひとり親家庭医療受給者証の写し

□在宅障害児（者）のいる世帯…障害者手帳、療育手帳などの写し

※適用は提出日の翌月からの認定となりますのでご注意ください。

## 第2子以降の児童が入所する場合「紀州っ子いっぱいサポート」

◇「紀州っ子いっぱいサポート」とは、少子化社会の中で積極的に子どもを生み育てようとする世帯の経済的な負担を軽減し、その世帯における就業及び子育ての両立を支援することにより、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的とした和歌山県の事業です。

**別途申請が必要となります。**該当者であっても、申請がない場合は無償になりません。また、申請書が提出されていても、該当しない場合があります。

| 区分                                                | 無償化の対象者                                                    | 無償化の対象となる項目 |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------|
| 1号認定<br>（教育認定 満3歳～5歳以上）<br>2号認定<br>（保育認定 3歳児～5歳児） | ・同一世帯内の第3子以降の児童                                            | 副食費         |
| 2・3号認定<br>（保育認定 0歳児～2歳児）                          | ・同一世帯内の第2子の児童で世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合。<br>・同一世帯内の3子以降の児童 | 保育料         |

※適用は提出日の翌月からの認定となりますのでご注意ください。

## 8. 教育・保育給付認定について

- ◇保育所（園）を利用するには、子ども・子育て支援法における「教育・保育給付認定」を受けることが必要です。
- ◇教育・保育給付認定とは、保育所（園）の利用を希望する保護者の申請を受けて、市がその児童の「保育の必要性」や「保育の必要量」「保育所を利用する期間」を認定するものです。
- 紀の川市では、保育所（園）の入所申込書が教育・保育給付認定の申請を兼ねたものになっているため、認定を受けるための申請を別途行う必要はありません。

| 認定区分 | 対象となる児童                           | 利用できる施設や事業                              |
|------|-----------------------------------|-----------------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で「教育」を希望する場合                 | 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）                       |
| 2号認定 | 満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し「保育」を希望する場合 | 認可保育所、認定こども園（保育部分）                      |
| 3号認定 | 満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し「保育」を希望する場合 | 認可保育所、認定こども園（保育部分）<br>地域型保育事業（小規模保育事業）等 |

### 【保育必要量】

- ◇支給認定では、保護者の就労時間や「保育を必要とする事由」により、保育所（園）の基本利用時間となる「保育必要量」も決定します。保育必要量には2つの区分があり、保育料も異なります。
- ※各保育所（園）別の保育時間は、「紀の川市保育所（園）一覧表」をご覧ください。

| 保育必要量の区分 | 利用時間   | 認定要件                                                                                           |
|----------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育標準時間   | 最長11時間 | ○就労（原則、月120時間以上）<br>○妊娠・出産<br>○災害復旧<br>○虐待やDV                                                  |
| 保育短時間    | 最長8時間  | ○就労（月64時間以上120時間未満）<br>※通勤時間や就労開始・終了時間など、申出により就労状況に応じて、標準認定にさせていただく場合もあります。<br>○求職活動<br>○育児休業中 |

○保護者の疾病・障害、○看護・介護、○就学の場合は状況に応じて保育必要量を認定します。

### 保育標準時間

|               |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|---------------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 7:00          | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 |
| 利用可能な11時間（最長） |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 延長保育  |

### 保育短時間

|      |              |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|------|--------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 7:00 | 8:00         | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 |
| 延長保育 | 利用可能な8時間（最長） |      |       |       |       |       |       |       | 延長保育  |       |       |       |

＊上記イメージは公立保育所の場合です。私立保育園では異なる場合があります。

**＊延長保育部分は保育料とは別に延長保育料の負担が発生します（公立は30分あたり100円）。**

## 9. 幼児教育・保育の無償化について

### (1) 制度の概要

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、幼稚園及び保育所等の利用料（保育料・授業料）が、無償化となっています。

### (2) 対象者・無償化範囲

対象者及び無償化の対象範囲は以下のとおりです。なお、給食費や教材費、行事費、通園送迎費等は無償化の対象外となるため、保護者負担です。

| 利用施設等            | 対象児童                                                                   |
|------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 保育所（園）           | ・ 3歳児～5歳児（2号認定）<br>・ 0歳児～2歳児（2・3号認定）で市町村民税非課税世帯の児童                     |
| 認定こども園           | ・ 満3歳～5歳以上（1号認定）<br>・ 3歳児～5歳児（2号認定）<br>・ 0歳児～2歳児（2・3号認定）で市町村民税非課税世帯の児童 |
| 地域型保育事業（小規模保育事業） | ・ 0歳児～2歳児（2・3号認定）で市町村民税非課税世帯の児童                                        |

### (3) 主食費・副食費の取扱いについて

#### ① 主食費の料金について

3歳児以上の児童は、主食費（ごはん、パン等の費用）として各施設で定められた額を徴収します。

#### ② 副食費の料金設定および納付方法について

3歳児以上の児童は、副食費（おかず代、おやつや牛乳、お茶代の費用）の料金設定について、「各施設において実際に提供に要した材料費を勘案して定める」としています。また、「施設において保護者から直接徴収する」とされていますので、設定料金や納付方法が各施設で異なります。あらかじめご確認ください。

#### ③ 副食費の免除対象者

1号及び2号認定のうち、以下の世帯の子どもに係る副食費は免除となりますので、施設での徴収は行いません。

| 認定区分         | 市民税所得割課税額  | 第1子、第2子 | 第3子以降 |
|--------------|------------|---------|-------|
| 1号           | 77,101 円未満 | 免除      |       |
|              | 77,101 円以上 | 副食費あり   | 免除    |
| 2号           | 57,700 円未満 | 免除      |       |
|              | 57,700 円以上 | 副食費あり   | 免除    |
| 2号（ひとり親世帯等※） | 77,101 円未満 | 免除      |       |

※ 1号認定と2号認定とで、国が想定している世帯状況が異なるため、免除となる税額が異なります。

※ 前年分の所得税等の申告をしていない等、市町村民税額が確認できない場合は、免除が受けられない場合があります。

※ ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）及び在宅障がい児（者）のいる世帯で要件を満たす場合です。適用には別途添付書類が必要となります。



# 10. 利用者負担額について

◇保育料は、市町村民税所得割課税額（父母の合計所得金額が96万円未満等で同居の祖父母等が家計の主宰者であると判断した場合は祖父母等も合算対象）および児童の年齢等により決定します。未申告等で税額が不明な場合は、最高階層で決定を行うこととなりますのでご注意ください。また、保育料の切替時期は9月となります。

令和8年度

| 4月              | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月              | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------|----|----|----|----|-----------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 令和7年度市町村民税を基に算定 |    |    |    |    | 令和8年度市町村民税を基に算定 |     |     |     |    |    |    |

## <参考> 保育料徴収基準額表(保育認定、2・3号認定)

| 保護者の属する世帯の階層区分（各月初日） |                        |            | 保育料（月額）（2・3号認定）   |         |
|----------------------|------------------------|------------|-------------------|---------|
| 階層区分                 | 定 義                    |            | 年齢児（年度当初）および保育必要量 |         |
|                      |                        |            | 2歳児以下             |         |
|                      |                        |            | 標準時間              | 短時間     |
| 第1階層                 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） |            | 0円                | 0円      |
| 第2階層                 | 市町村民税非課税世帯             |            | 0円                | 0円      |
| 第2*階層                | ひとり親世帯等                |            | 0円                | 0円      |
| 第3階層                 | 市町村民税所得割額の額の区分         | 48,600円未満  | 15,600円           | 15,500円 |
| 第3*階層                |                        | ひとり親世帯等    | 7,200円            | 7,200円  |
| 第4A階層                |                        | 77,101円未満  | 24,000円           | 23,700円 |
| 第4A*階層               |                        | ひとり親世帯等    | 7,200円            | 7,200円  |
| 第4B階層                |                        | 97,000円未満  | 24,000円           | 23,700円 |
| 第5階層                 |                        | 169,000円未満 | 35,600円           | 35,200円 |
| 第6階層                 |                        | 301,000円未満 | 48,800円           | 48,100円 |
| 第7階層                 |                        | 397,000円未満 | 64,000円           | 63,000円 |
| 第8階層                 |                        | 397,000円以上 | 74,800円           | 73,600円 |

- 生活保護法による被保護世帯に該当する方は受給証明書を添付してください。
- ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）及び在宅障がい児（者）のいる世帯で要件を満たす場合です。適用には別途添付書類が必要となります。
- 入所児童（幼稚園等に入園されている児童を含む。その場合は通園している証明書の添付が必要）が2人以上いる場合は、2人目は半額、3人目以降は無料となります。なお、所得割額が57,700円未満で、生計が同じである子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に関係なく2人目は半額、3人目以降は無料となります。また、第1階層から第4A階層までのひとり親世帯等の場合で、生計が同じである子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に関係なく2人目以降は無料となります。
- 世帯員や世帯状況に変更があった場合、届け出が必要となります。

## 1 1. 保育料等の納付方法

- ◇保育料等の納付には、便利で安心な「口座振替」をご利用ください。
- ◇預貯金口座振替依頼書に必要事項に記入捺印のうえ、**下記金融機関の窓口**に提出してください。
- ◇金融機関に行く必要がなく、パソコンやスマートフォンで登録できるWEB口座振受付サービスもご利用ください。
- ◇納期限・口座振替日は、保育所利用当月の**毎月25日**です。（金融機関の休業日となる場合は、翌営業日となります）

**※口座振替の手続を行わない場合、納付書での納付となります。**

- ◇なお、在園児の方で既に口座振替を利用いただいている場合や、兄弟が保育所（園）に通っており手続済みの場合は、指定の口座から引き続き振替しますので、手続きは不要です。

**ただし、保護者が変更になった場合など、手続きが必要になる場合があります。**

**状況が変更になる場合は、必ず保育課にご連絡していただけますようお願いいたします。**

|          |             |         |         |           |
|----------|-------------|---------|---------|-----------|
| 【取扱金融機関】 | ・和歌山県農業協同組合 | ・紀陽銀行   | ・南都銀行   | ・きのくに信用金庫 |
|          | ・近畿労働金庫     | ・池田泉州銀行 | ・ゆうちょ銀行 |           |

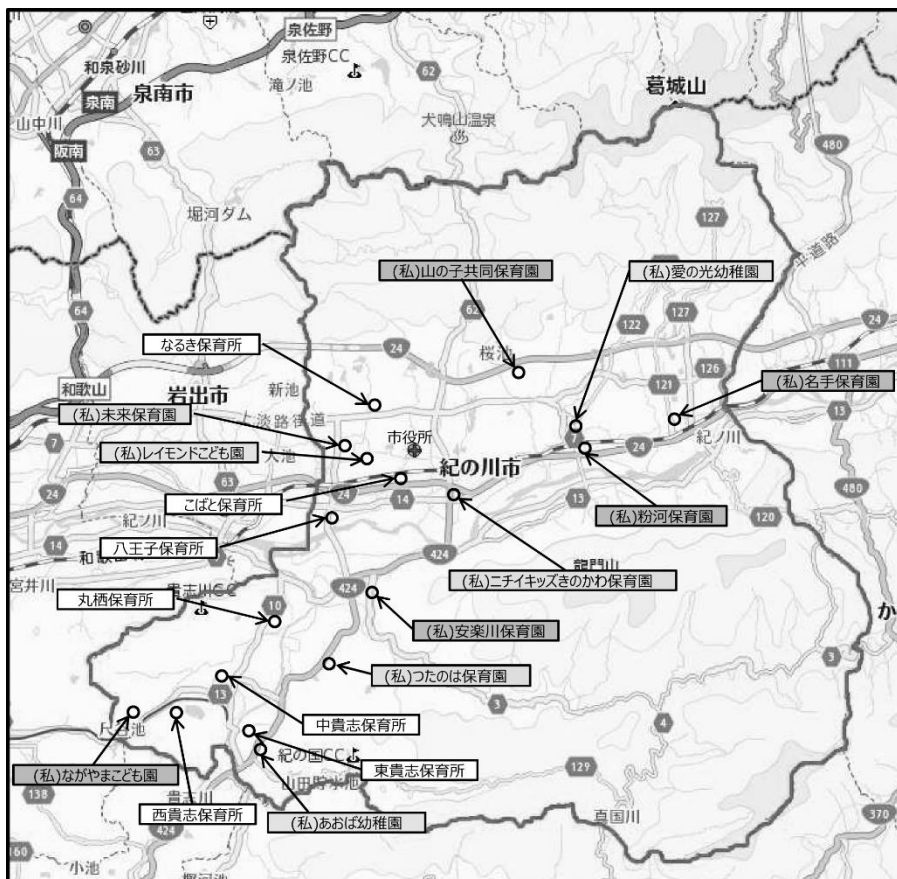
●**私立保育園の副食費、認定こども園・小規模保育施設の利用料金は直接施設への支払いになります。**

※再三の連絡にも関わらず、保育料の滞納が続く場合は、地方税と同様に滞納処分を行うことになります。

※納付が困難な場合は、保護者が支給される児童手当から滞納している保育料に充てることができます。

※紀の川市債権管理条例により、市の公債権である保育料についても納付の公平性を確保するため、納期限を過ぎた保育料については、延滞金が発生しますので、納期限内納付をお願いします。

## 1 2. 紀の川市内保育所（園）配置図



## 保育所（園）Q & A

### Q 1. 育児休業中でも保育所（園）の申し込みはできますか。

育児休業中で保育所（園）の入所申し込みができるのは、「**入所希望月の翌月16日までに職場復帰する証明**（就労証明書）が提出できること」になります。例：4月入所希望→5月16日までに職場復帰が必須条件。

育児休業を継続している場合は入所事由とはなりません。ただし、既に保育所（園）に入所している児童は、引き続き保育所（園）に通園することが可能な場合もあります。（転園は不可）

### Q 2. 育休復帰後、提出した就労証明書の勤務時間ではなく、時短勤務を取得する予定です。保育所（園）には継続して通園できますか。

育児休業中の申し込みは、入所後も同一の勤務を条件に利用調整していますので、内定後や入所後に選考時の勤務時間や勤務日数で復職されなかった場合は、内定取り消しまたは退園となる場合があります。

### Q 3. 祖父や祖母と同居していますが、保育所（園）の申し込みはできますか。

祖父母等が65歳未満で、児童の保育ができる場合は、申し込みができません。保育できない場合は、祖父母の保育ができないことを証明する書類（就労証明書等）が必要です。

（65歳以上の場合は、保育ができないことを証明する書類の提出は不要です）

### Q 4. 受付日以降に紀の川市へ転入する予定です。保育所（園）への入所申し込みはできますか。

紀の川市で新居を建築中等、転入後の住所が明確な場合は申し込みが可能です。

ただし、令和8年4月1日時点で紀の川市に住民票がない方は入所の決定を取り消します。

### Q 5. 母親の出産のため保育所（園）に入所しました。産前産後の期間後も、引き続き入所できますか。

母親の出産を理由に保育所（園）に入所した場合、出産の後8週の月末で保育期間が満了（＝退所）となります。

その後も引き続き保育を希望する場合は、入所期間満了月の8日までに「保育を必要とする事由」を証明する書類を、保育課又は保育所（園）へ提出してください。

ただし、育児休業を取得する場合は、保育を必要とする理由にはあらず、継続利用はできません。

### Q 6. 求職活動でも申し込みはできますか。

申し込みは可能ですが、求職活動で入所する場合の保育期間は**入所日から3か月**となります。

新規入所の場合は、選考が2次選考以降になります。就労開始後はすみやかに就労証明書を保育課又は保育所（園）へ提出してください。

入所期間満了月の8日までに就労証明書が提出された場合、保育期間を延長することが可能です。

### Q 7. 世帯の状況が変わりました。届出は必要ですか。

引越しや離婚、婚姻などにより**世帯状況が変わった場合は、新たな入所申込書の提出が必要**です。

事実認定の翌月から（1日付けで変更の場合は当月に含みます）保育料が変更になることがありますので、早めに届出をお願いします。

### Q 8. 離婚を前提とした別居中の保護者（父または母）の就労証明等は必要ですか。

別居中であっても、離婚成立前であれば、それぞれの証明が必要になります。ただし、離婚調停中であることの書類（裁判所からの調停呼出状や弁護士が離婚協議に携わっていることの証明）などがあれば別居中の保護者の証明は必要ありません。入所（園）後に状況が変わった場合も、保育料等が変更になることがありますので、必ず保育課にご連絡願います。

### Q 9. 保育所（園）を退所するときは、届出は必要ですか。

保育の実施期間中に退所する場合は、退所希望日の2週間前までに退所届を提出してください。

提出が遅れた場合は、翌日以降も保育料がかかることがあります。

### Q 10. 勤務形態が変わったので就労証明書を再提出しました。認定の変更はいつになりますか。

保育を必要とする事由に変更が生じた場合、必ず新たな証明書を提出していただきます。

その際、毎月25日までに証明書を提出していただきますと、翌月からの変更となります。

# 紀の川市保育所（園）一覧表

| ★（令和8年度における入所年齢）0歳児…R7.4.2～、1歳児…R6.4.2～R7.4.1、2歳児…R5.4.2～R6.4.1、3歳児…R4.4.2～R5.4.1、4歳児…R3.4.2～R4.4.1、5歳児…R2.4.2～R3.4.1 |                       |                  |               |            |            |            |            |               |         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------|---------------|------------|------------|------------|------------|---------------|---------|
| 保育所（園）名                                                                                                               |                       |                  | 受入年齢児         | 保育時間（平日）   |            | 保育時間（土曜日）  |            | 所在地           | 電話番号    |
|                                                                                                                       |                       |                  |               | 通常         | 延長保育       | 通常         | 延長保育       |               |         |
| 保<br>育<br>所<br>（<br>園<br>）                                                                                            | 打<br>田<br>地<br>区      | こぼと保育所           | おおむね生後3か月～5歳児 | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～12:00 | 7:00～13:00 | 上野85          | 77-2010 |
|                                                                                                                       |                       | 八王子保育所           | 2歳児～5歳児       | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～12:00 | 7:00～13:00 | 下井阪416        | 77-5012 |
|                                                                                                                       |                       | なるき保育所           | 2歳児～5歳児       | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～12:00 | 7:00～13:00 | 南中367         | 77-3022 |
|                                                                                                                       | 粉<br>河<br>地<br>区      | （私立）粉河保育園        | おおむね生後6か月～5歳児 | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～12:00 | 7:00～13:00 | 粉河460-1       | 73-2222 |
|                                                                                                                       |                       | （私立）山の子共同保育園     | おおむね満1歳児～5歳児  | 8:30～16:30 | 7:30～18:30 | 8:30～11:00 | 7:30～12:00 | 北長田546        | 60-1812 |
|                                                                                                                       | 那<br>賀<br>地<br>区      | （私立）名手保育園        | おおむね生後6か月～5歳児 | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～12:00 | 7:00～13:00 | 名手市場736       | 75-2046 |
|                                                                                                                       | 桃<br>山<br>地<br>区      | （私立）安楽川保育園       | おおむね生後6か月～5歳児 | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～12:00 | 7:00～13:00 | 桃山町元386-1     | 66-0531 |
|                                                                                                                       |                       | （私立）つたのは保育園      | おおむね生後6か月～2歳児 | 8:30～16:30 | 7:30～18:30 | 8:30～13:00 | 7:30～13:00 | 桃山町調月1758-14  | 67-8819 |
|                                                                                                                       | 貴<br>志<br>川<br>地<br>区 | 中貴志保育所           | 2歳児～5歳児       | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～12:00 | 7:00～13:00 | 貴志川町神戸338     | 64-2843 |
|                                                                                                                       |                       | 東貴志保育所           | 1歳児～5歳児       | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～12:00 | 7:00～13:00 | 貴志川町井ノ口183    | 64-5007 |
|                                                                                                                       |                       | 西貴志保育所           | 3歳児～5歳児       | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～12:00 | 7:00～13:00 | 貴志川町長原722     | 64-6563 |
|                                                                                                                       |                       | 丸栖保育所            | 1歳児～5歳児       | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～12:00 | 7:00～13:00 | 貴志川町丸栖275     | 64-6198 |
| 小<br>規<br>模<br>保<br>育                                                                                                 | 打<br>田<br>地<br>区      | （私立）未来保育園        | 1歳児～2歳児       | 8:00～16:00 | 7:30～18:30 | 8:00～12:00 | 7:30～12:30 | 中三谷17番地5      | 77-7776 |
|                                                                                                                       |                       | （私立）ニチキッズきのかわ保育園 | おおむね生後8週～2歳児  | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 打田704番地5      | 78-1480 |
| 認<br>定<br>こ<br>ど<br>も<br>園                                                                                            | 打<br>田<br>地<br>区      | （私立）レイモンドこども園    | おおむね生後8週～5歳児  | 8:30～16:30 | 7:30～20:00 | 8:30～16:30 | 7:30～18:30 | 古和田238番地1     | 78-1881 |
|                                                                                                                       | 粉<br>河<br>地<br>区      | （私立）愛の光幼稚園       | 1歳児～5歳児       | 8:15～16:15 | 7:30～18:30 | 8:15～12:00 | 7:30～13:00 | 粉河4620番地4     | 73-3356 |
|                                                                                                                       | 貴<br>志<br>川<br>地<br>区 | （私立）あおば幼稚園       | 2歳児～5歳児       | 8:30～16:30 | 7:30～18:30 | 8:30～11:30 | 7:30～12:30 | 貴志川町岸小野207    | 64-9514 |
|                                                                                                                       |                       | （私立）ながやまこども園     | おおむね生後4か月～5歳児 | 8:00～16:00 | 7:00～19:00 | 8:00～12:00 | 8:00～14:00 | 貴志川町長山277-781 | 64-6633 |

- (注 1) 粉河保育園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、4 歳児・5 歳児の募集はありません。

(注 2) 山の子共同保育園での 0 歳児の受入は、満 1 歳の誕生日後、歩けるようになってからとなります。

山の子共同保育園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、4 歳児の募集はありません。

(注 3) 名手保育園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、4 歳児・5 歳児の募集はありません。

(注 4) 安楽川保育園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、4 歳児・5 歳児の募集はありません。

(注 5) レイモンドこども園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、2 歳児・3 歳児の募集はありません。

(注 6) 愛の光幼稚園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、5 歳児の募集はありません。

(注 7) ながやまこども園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、3 歳児・4 歳児・5 歳児の募集はありません。

(注 8) あおば幼稚園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、4 歳児・5 歳児の募集はありません。
- 問い合わせ先

紀の川市 福祉部 保育課

電話：0 7 3 6 - 7 7 - 0 8 9 2

問い合わせ時間：9:00～17:00